

各 位 平成29年4月28日

会 社 名 株式会社三ッ星 代 表 者 代表取締役社長 塚本 聡一郎 (JASDAQ・コード 5820) 問合せ先 執行役員経理部長 金城 安弘 電話番号 06-6762-6939

# 過年度の有価証券報告書及び決算短信の一部訂正に関するお知らせ

当社が過去に開示した有価証券報告書及び決算短信に訂正すべき事項がありましたので、下記のとおりお知らせいたします。なお、この訂正による過年度の業績への影響はありません。

記

### 1. 訂正の理由

当社が過去に開示した有価証券報告書の点検を行った結果、退職給付に係る会計処理方法の注記事項とそれに関係する会計方針の変更の記載に誤りがあったことが判明したため、本日平成29年4月28日付で有価証券報告書の訂正報告書を近畿財務局へ提出するとともに、過年度決算短信についても訂正するものであります。

- 2. 本日提出した訂正報告書
  - (1)有価証券報告書

第70期(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)有価証券報告書 第71期(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)有価証券報告書

(2) 四半期報告書

第70期第1四半期(自 平成26年4月1日 至 平成26年6月30日)四半期報告書第70期第2四半期(自 平成26年7月1日 至 平成26年9月30日)四半期報告書第70期第3四半期(自 平成26年10月1日 至 平成26年12月31日)四半期報告書

3. 本日開示した訂正を行う決算短信

平成27年3月期第1四半期決算短信[日本基準](連結)

平成27年3月期第2四半期決算短信[日本基準](連結)

平成27年3月期第3四半期決算短信[日本基準](連結)

平成27年3月期 決算短信[日本基準](連結)

平成28年3月期 決算短信「日本基準」(連結)

4. 訂正内容

訂正箇所は\_\_\_\_を付して表示しております。

「平成27年3月期第1四半期決算短信[日本基準](連結)」の訂正

2. サマリー情報(注記事項)に関する事項 (3)会計方針の変更・会計上の見積りの変更・修正再表示 (退職給付に関する会計基準等の適用)(3ページ)

#### (訂正前)

「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。)及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号 平成24年5月17日。以下「退職給付適用指針」という。)を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当第1四半期連結会計期間より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更するとともに、割引率

の決定方法を従業員の平均残存勤務期間に近似した年数に基づく割引率から、退職給付の 支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する 方法へ変更いたしました。 (以下省略)

### (訂正後)

「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。)及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号 平成24年5月17日。以下「退職給付適用指針」という。)を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当第1四半期連結会計期間より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、「下線部削除)割引率の決定方法を従業員の平均残存勤務期間に近似した年数に基づく割引率から、退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更いたしました。(以下省略)

平成27年3月期第2四半期決算短信[日本基準](連結)」の訂正 2. サマリー情報(注記事項)に関する事項 (3)会計方針の変更・会計上の見積りの変 更・修正再表示 (退職給付に関する会計基準等の適用)(4ページ)

#### (訂正前)

「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。)及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号 平成24年5月17日。以下「退職給付適用指針」という。)を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて第1四半期連結会計期間より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更するとともに、割引率の決定方法を従業員の平均残存勤務期間に近似した年数に基づく割引率から、退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更いたしました。(以下省略)

#### (訂正後)

「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。)及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号 平成24年5月17日。以下「退職給付適用指針」という。)を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて第1四半期連結会計期間より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、

<u>(下線部削除)</u>割引率の決定方法を従業員の平均残存勤務期間に近似した年数に基づく割引率から、退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更いたしました。(以下省略)

平成27年3月期第3四半期決算短信[日本基準](連結)」の訂正 2. サマリー情報(注記事項)に関する事項 (3)会計方針の変更・会計上の見積りの変 更・修正再表示 (退職給付に関する会計基準等の適用)(3ページ)

## (訂正前)

「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。)及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号 平成24年5月17日。以下「退職給付適用指針」という。)を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて第1四半期連結会計期間より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更するとともに、割引率の決定方法を従業員の平均残存勤務期間に近似した年数に基づく割引率から、退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更いたしました。(以下省略)

# (訂正後)

「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。)及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号 平成24年5月17日。以下「退職給付適用指針」という。)を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて第1四半

期連結会計期間より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、

<u>(下線部削除)</u>割引率の決定方法を従業員の平均残存勤務期間に近似した年数に基づく割引率から、退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更いたしました。(以下省略)

「平成27年3月期 決算短信「日本基準」(連結)」の訂正

5.連結財務諸表 (5)連結財務諸表に関する注記事項 (連結財務諸表作成のための基本 となる重要な事項) 4.会計方針に関する事項 (4)退職給付に係る会計処理の方法 (16 ページ)

## (訂正前)

イ 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、<u>給付</u>算定式基準によっております。

### (訂正後)

イ 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、<u>期間定額基準</u>によっております。

## (会計方針の変更) (17ページ)

(退職給付に関する会計基準等の適用)

#### (訂正前)

「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。)及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号 平成27年3月26日。以下「退職給付適用指針」という。)を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当連結会計年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更するとともに、割引率の決定方法を従業員の平均残存勤務期間に近似した年数に基づく割引率から、退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更いたしました。(以下省略)

## (訂正後)

「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。)及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号 平成27年3月26日。以下「退職給付適用指針」という。)を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当連結会計年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、

<u>(下線部削除)</u>割引率の決定方法を従業員の平均残存勤務期間に近似した年数に基づく割引率から、退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更いたしました。(以下省略)

## 「平成28年3月期 決算短信「日本基準」(連結)」の訂正

5.連結財務諸表 (5)連結財務諸表に関する注記事項 (連結財務諸表作成のための基本 となる重要な事項) 4.会計方針に関する事項 (4)退職給付に係る会計処理の方法 (16 ページ)

## (訂正前)

イ 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

#### (訂正後)

イ 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。